

はじめに

福岡県では、みなさんの暮らしを豊かにし、住み良い社会を築くため、いろいろな仕事を行っています。

この“しおり”は、これらの仕事をするために欠かせない財源である県税について、そのあらましを解説したものです。

目次

はじめに・目次	1
「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して	2
県の予算(平成26年度一般会計当初予算)	3
県税収入の内訳(平成26年度当初予算)	4
税金の種類	5
県民税・個人の県民税	7
寄附金控除制度の拡充	10
県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・個人住民税の公的年金からの特別徴収制度	12
法人の県民税	13
県民税利子割	15
森林環境税	16
事業税・個人の事業税	17
法人の事業税	19
地方法人特別税	20
法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告サービス	21
地方消費税	22
不動産取得税	23
県たばこ税	29
ゴルフ場利用税	30
自動車取得税	31
軽油引取税	34
自動車税	35
鉦区税・固定資産税	39
狩猟税	40
産業廃棄物税	41
課税免除	43
納税の猶予・税額の減免	44
県税の申告と納期一覧表	45
県税の納税証明書	46
県税を納める場所・納税者のみなさんへのお願い	47
延滞金	48
加算金・更正の請求・不服申立て	50
県税事務所および相談窓口の所在地	51
関係機関の所在地	55

※この冊子に記載した税目の内容等は、原則として平成26年度税制改正を反映させたものです。

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して

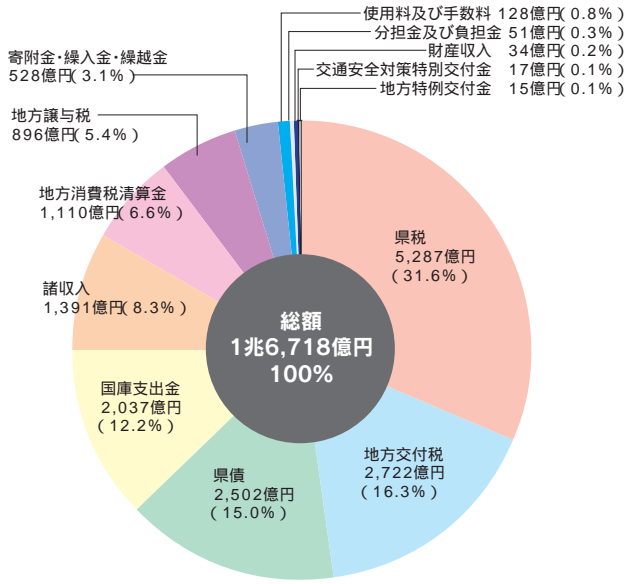
県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させ、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指すため、平成26年度予算が編成されました。

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指す

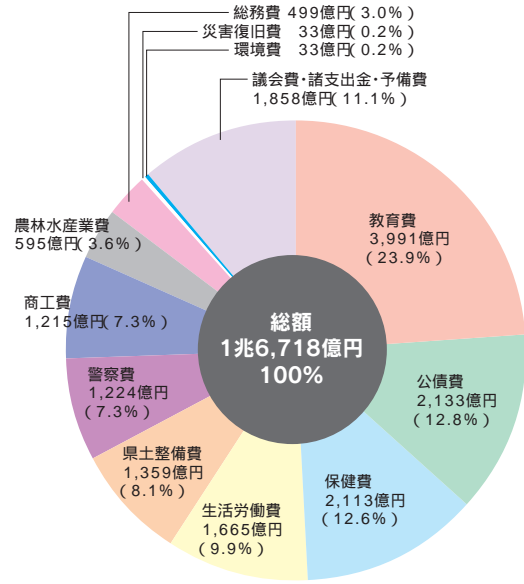


県の予算(平成26年度一般会計当初予算)

歳入



目的別歳出構成



(備考)端数処理の関係により総額と一致しないことがあります。

国庫支出金

国が地方公共団体の特定の経費に充てるために交付するもので、国と地方公共団体が共同責任で行う仕事に対する「国庫負担金」、地方公共団体の仕事を国が援助する「国庫補助金」、国の仕事を地方に委託した場合の「国庫委託金」などがあります。

県債

県が実施する公共施設の建設事業・災害復旧事業などの財源とするための長期の借入金のことです。

地方消費税清算金

地方消費税を都道府県間で清算する際に他県から払い込まれるお金で、他県に支払う分は歳出予算の諸支出金に含まれています。

地方交付税

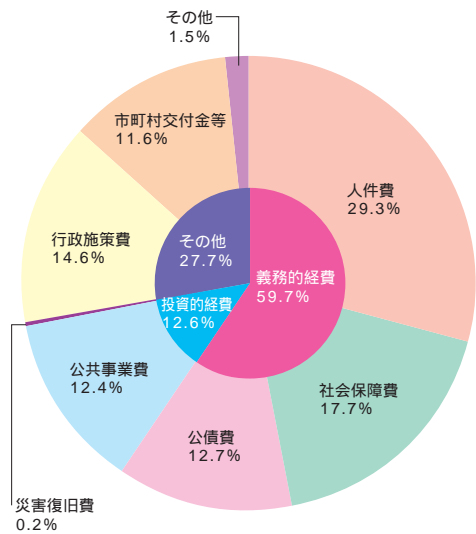
地方公共団体が等しくその行政を遂行することが出来るように、国が国税を一定割合によってあん分した額を地方公共団体に交付する税をいいます。

- 所得税・酒税の収入額……………32%
- 法人税の収入額……………34%
- たばこ税の収入額……………25%
- 消費税の収入額……………22.3%

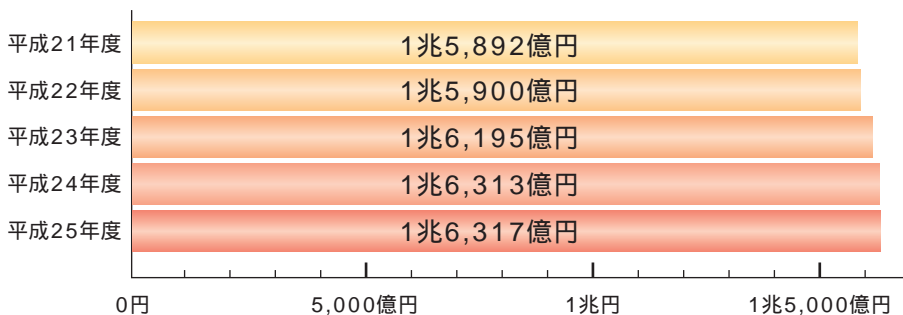
地方譲与税

国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与する税をいいます。地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税があります。

性質別歳出構成



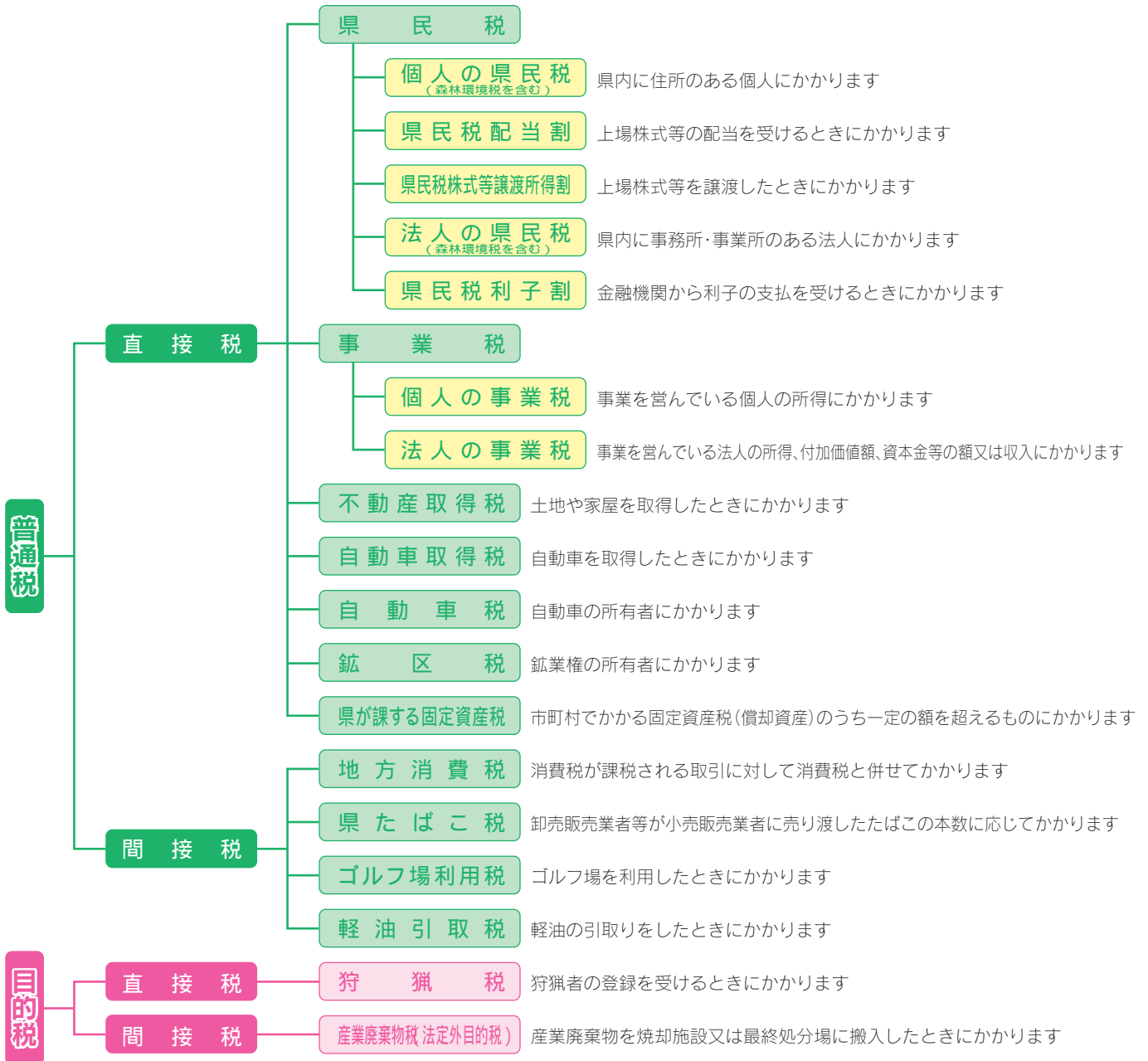
過去5年間の予算額(当初予算)の推移



税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

県 税



税金の分類

普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。

目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。

直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人(経営者等)を経て納める税金をいいます。

国 税

普通税

直接税

- 所得税及び復興特別所得税** 個人の一年間の所得に対してかかります
(復興特別所得税は、基準所得税額に対してかかります)
- 法人税及び復興特別法人税** 会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります
(復興特別法人税は、基準法人税額に対してかかります)
- 相続税** 財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
- 贈与税** 個人から財産をもらったときにかかります
- 地価税** 一定規模以上の土地等を所有しているときにかかります
(平成10年から当分の間、課税されません)
- 地方法人特別税** 法人の事業税(県税)の所得割額や収入割額にかかります(P.20を参照)
- 地方法人税** 会社や協同組合などの法人の基準法人税額に対してかかります

間接税

- 消費税** 商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります
- 酒税** 清酒、ビール、ウイスキーなど酒類を製造場から出荷したときにかかります
- 揮発油税** } 自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- 地方揮発油税** }
- 石油石炭税** 原油・天然ガス及び石炭を採取場から出荷したとき又は原油・天然ガス・石油製品及び石炭を輸入したときにかかります
- 石油ガス税** 石油ガスを自動車用容器に充てんし、出荷したときにかかります
- 航空機燃料税** 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
- たばこ税** } たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- たばこ特別税** }
- とん税** 外国の貿易船が寄港したときにかかります
- 印紙税** 契約書、受取書など税法で定められた文書を作成したときにかかります
- 自動車重量税** 自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかります
- 登録免許税** 不動産、船舶、会社の登記、登録などのときにかかります
- 関税** 外国から輸入した貨物にかかります

目的税

間接税

- 電源開発促進税** 電力会社が一般家庭などへ電気を供給したときにかかります
- 特別とん税** 外国の貿易船が寄港したときにかかります

市町村税

普通税

直接税

- 市町村民税**
 - 個人の市町村民税** 市町村内に住所のある個人にかかります
 - 法人の市町村民税** 市町村内に事務所・事業所のある法人にかかります
- 固定資産税** 土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産の所有者にかかります
- 軽自動車税** 軽自動車や原動機付自転車などの所有者にかかります
- 鉱産税** 鉱物の掘採事業者にかかります
- 特別土地保有税** 一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります
(平成15年度から当分の間、課税されません)

間接税

- 市町村たばこ税** 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります

目的税

直接税

- 事業所税** 指定都市などに所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります
- 都市計画税** 市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者にかかります
- 水利地益税** 水利事業などによって特に利益を受ける土地や家屋の所有者にかかります
(平成25年度において福岡県内では課税していません)
- 共同施設税** 共同施設などによって特に利益を受ける者にかかります
(平成25年度において福岡県内では課税していません)
- 宅地開発税** 宅地として開発する土地の面積に応じてかかります
(平成25年度において福岡県内では課税していません)
- 国民健康保険税** 国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります

間接税

- 入湯税** 温泉等鉱泉浴場に入湯したときにかかります